

# 警城時報

日一廿  
印刷所 加納活版所  
發行所 警城時報社  
一部金貳圓 一月金卅圓  
廣告料 一行十二字 卅五字  
日刊(日曜祝祭日 翌日休刊)

## 縣下市長會議

### 陳情事項を決定

#### 仙臺市の大會に提出

縣下市長會議は二十日平市マ  
ルトモホールに開き協議並  
に談合事項を審議し、知事  
文部大臣に陳情事項を決定  
左記諸項を決定、左記諸項  
を来る二十七日、二十八日  
の兩日仙臺市に開かれる奥  
羽六縣北海道市長會に提案  
する事になった。

### 市長一行

#### 片瀨視察

市長會議を終えた佐瀨若松  
村井郡山、兩市長並に福島  
に付き補助金を交付方其  
筋に建設の件  
一、傳染病豫防中改正方建  
議の件(傳染病患者と診平市長の案内で豊岡、江名  
断せらるゝもの)他の市小名演等を視察した。

## 植竹校長の胸像

### 磐中校庭に建立

#### 卒業生に呼びかけて

#### 工費五千圓を募集

磐中創立以來の校長植竹源つた結果赤堀信平氏に依頼  
太郎氏の銅像建設の協議のし胸像を造つて磐中校庭に  
ため昨報の如く東京磐中同建設する事となつたが總費  
窓齋藤、猪狩新舊會長が用は五千三百圓で内譯は  
二十日來平、關中磐中同窓 四千三百圓胸像作製並  
會長その他幹部と協議を行 に臺石代四百圓除募費

代△三百圓法會執行費を  
の他  
で事務所は平市山崎與三郎  
氏宅に置き第一回より第十  
五回に至る各回卒業生毎に  
最少三百圓の寄附を募集す  
る豫定である、右寄附は昭  
和十四年一月末日迄受付け  
ると、趣旨並に發起人左の  
如し。

趣旨  
植竹源太郎先生逝いて既  
に十年昭和十五年は十三  
回忌に當る、先生の遺骨  
は平市長源寺より鶴見總  
持寺に移さる、磐中初代  
校長として十五年の長き  
に亘る徳、高且つ大なる  
赤、湯二嶽の比に非ざる  
平市に先生を永久に記念  
すべき何物をも存せざる  
は遺憾なり茲に廣く資金  
を集め先生の胸像を母校  
庭に建立し併せて盛大な  
法會を営んとする所以  
發起人

★第一回卒業生  
磐城祿郎、渡邊康、渡邊  
重彌、金古久次、四條七  
十郎、吉田三郎、瀧徳也  
圓部金彌、永山徳一、中  
村治良、猪瀬乙彦、栗原  
一郎、矢内清次、牧村勇  
治、古市榮三郎、會田常  
次、齋藤節、佐波古直明  
坂本義孝、佐藤隆三、宮  
内喜忠、鈴木正武、鈴木  
芳之助、鈴木清八、鈴木  
榮吉郎  
★第二回  
加藤木保次、山崎宣吉、

比佐昌平、森田一郎  
★第三回  
山崎與三郎、安藤善親、  
清水廣政、廣田徳行  
★第四回  
角田真雄、赤津誠内  
★第五回  
野村忠治  
★第六回  
新田目春松、佐  
々木猪三郎、佐藤忠太郎  
★第七回  
三瓶信一  
★第八回  
野崎喜八郎  
★第九回  
大森義一、今  
井長太郎、山崎覺太郎、

根本毅一  
★第十五回  
江尻功造、平  
野井幸太郎  
その他關内正一、久保田  
勇三郎、山崎忠兵衛  
猪瀬大佐  
磐中出身海軍大佐猪瀬乙彦  
氏は二十一日午後一時から  
磐中、午後七時から紺屋町  
湯本無盡會社平會場に於て  
支那事情講演會を催はした  
名であつた。

十八日の宵祭には余興場を  
開設し活動寫真其他があり、  
二十九日は剣道、弓道、角  
力等がある。  
大浦村葬  
仁井田陸軍軍曹坂本誠君並  
に同村宇御殿陸軍上等兵芳  
賀義平君の兩葬は昨二十日  
午後一時より同村小學校々  
庭に於て盛大なる村葬を執  
行したが會葬者三千五百余  
名であつた。

## 知事に呼戻し陳情

### 去つた教師を募ひ

上遠野村青年學校教諭吉田  
太郎氏は先般双葉郡熊町村員  
及ひ關係業者約百五十  
青年學校教諭に轉任したが  
同氏を募ふ上遠野校生五十  
余名は是非同教諭を呼戻し  
たいと二十日連署の嘆願書  
を若島知事宛提出した。

## 明日市葬

平市出身丸山芳春軍曹の市  
葬は二十二日午後一時平第  
三小學校に於て執行する。

## 物品税協議

昭和十三年四月一日より實施せ  
られる支那事變に關する特  
別税中の物品税に關し廿日四  
倉町磐城セメント工業所  
營業者と税務關係の税務總  
議會を四倉町役場に開催し  
來る二十九日執行するが二  
臺を投げつけ鬨に全治三週  
つた。

## 中支戦線から

### 池河驛の警備

#### 排日思想の根源地

は約四里半で三界鎮(又  
は嘉山驛とも言ふ)が一  
番近い。こゝは前にも話  
したやうに支那人は一人  
も居ない、又周圍一里半  
乃至二里位の地には土民  
一人も居ない程徹底的に  
討伐をして追拂つてしま  
つた。

## 入場税及び

### 特別入場税

#### (一)

平 稅務署(寄)  
支那事變特別稅法が來る四  
月一日から施行せられ、新  
に入場税及特別入場税が課  
せらるゝことになりました  
此の際之等の税に關係のあ  
る方々に其の概要を申し上げ  
度いと存じます。

## 遊廓で

### 香具師亂暴

十九日夜十二時頃平市五色  
町遊廓住吉樓に登樓し秋田  
縣生れ香具師野本昌一(三  
八)は散々に難辭をつけた  
△△△△△△△△△△△△  
一、無踏場、麻雀場、撞球  
場

## 入場税

入場税は第一種と第二種  
に分れておられます  
△第一種入場税とは  
一、演劇、活動寫真、演藝  
又は觀物(相撲、野球、  
空闘其の他の競技にして  
公衆の觀覽に供することを  
目的とするものを含む  
)を催す場所  
二、競馬場  
三、博覽會場、展覽會場、  
遊園地等に入場する場合  
入場する者に課せらるゝ  
稅であります

## 入場料

入場料を領收の際併せ  
て之を徵收し取纏めの上  
納稅せらるゝことになつ  
ております

△稅率及納期  
入場料の稅率は入場料の  
百分の半即ち一割であり  
ます、納期は(一)常時開  
設のもの(二)常時開設  
非ざるもの(三)常時開設  
期間が一月以上に亘る場  
合(三)入場券を催催期日  
一月前より發賣する場合  
等に在つて翌月十日迄、  
然らざる場合は終了と同  
時に納付するのであります

## 八方散

### 腫物の妙藥

水野藥局  
平市・電六九九

## 魁文堂

### 神效水

發賣元  
一瓶二十錢